

	基発第0401024号	改正	基発0406第5号
	平成16年4月1日		平成24年4月6日
改正	基発第0501002号	改正	基発0710第5号
	平成18年5月1日		平成26年7月10日
改正	基発第0206001号	改正	基発0331第22号
	平成19年2月6日		平成27年3月31日
改正	基発第0421003号	改正	基発0330第5号
	平成20年4月21日		平成28年3月30日
改正	基発0401第23号	改正	基発0331第22号
	平成22年4月1日		平成28年3月31日
改正	基発0401第27号	改正	基発0331第74号
	平成23年4月1日		平成29年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

#### 労災療養援護金の支給について

今般、別添「労災療養援護金支給要綱」により、労災療養援護金の支給を行うこととしたので、事務処理について遺漏なきを期されたい。